

6 教育・資格改革
 (1) 教育・研究分野

事 項	意 見	当会議の見解
冒頭部分 (文部科学省)	<p>(学力低下の記述について)</p> <p>全国学力・学習状況調査等において、知識・技能を活用する力は必ずしも身につけていないという課題があることは明らかとなっているが、過去の調査との同一問題について概ね正答率が高くなっているなどの結果が出ているところであり、「各種調査において学力低下に歯止めがかかっていない現実が明らかとなっている」とは言えない。</p> <p>(全体について)</p> <p>学校が保護者や地域住民と十分な意思疎通を図り、その意見を学校運営や教育活動の改善に生かすこと、また、教師が児童生徒の声に耳を傾け、信頼関係を築いていくことは大変重要であり、学校評価をはじめ様々な取組を進めているところである。</p> <p>教師が、そのような保護者・地域住民・児童生徒との良好な人間関係のもとで、教育の専門家として、子どもに対し、個性に応じた能力の伸長や、規律を守り真摯に学習に取り組む態度を身に付けるといった適切な指導を行うことなどによって、子どもたちの力が養われ、また地域や保護者から信頼される学校が実現するものであり、例えば、子どもの自主性を尊重するあまり、教師が指導を躊躇するというようなことがあってはならないと考えている。</p> <p>また、義務教育を中心として、学校教育は人格の完成と国家及び社会の形成者の育成という公共的な使命をもつものであり、学習者である子ども又はその保護者が満足する教育であるだけでは必ずしもそのような公共的な使命にかなったものになるとはいえない。</p>	<p>経済協力開発機構(OECD)が、2003年に世界各国の15歳の生徒を対象に行った学習到達度調査(PISA)で、日本の順位が下がっており、また2006年に実施されたPISAの結果では、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーで順位を下げた。また、同一問題による正答率の比較でも、前回を下回る問題の方が多く、理数系の分野でも学力低下を示す結果となっている。</p> <p>「学力低下に歯止めがかかっていない現実があるとの調査結果がある」という記述は適切であると考ええる。</p> <p>当会議としても、学校が保護者や地域住民と十分な意思疎通を図り、その意見を学校運営や教育活動の改善に生かすこと、また、教師が児童生徒の声に耳を傾け、信頼関係を築いていくことは極めて重要であると考えている。</p> <p>ただ、学習者本位の視点をさらに取り入れることと、子どもの自主性を過剰に尊重することや学習者である子ども又はその保護者が満足するだけの教育とは、同義ではなく、指摘は当たらない。</p> <p>まずは学習者である子ども又はその保護者を満足させることが教育の使命であり、「子どもの自主性を尊重するあまり、教師が指導を躊躇するというようなことがあってはならない」という貴見は論点のすりかえと言わざるを得ない。</p> <p>教師が適切な指導を行うのであれば、学習者から適切な評価を受けることとなるのは当然である。したがって学習者の評価を謙虚に受け止め、真摯に対応することを通じて、教師と児童生徒の間で、信頼関係を築いていくことは、公共的使命と矛盾するどころか、それをより適切に達成していくことにつながるものである。</p> <p>教育の使命を確実に果たすためには、学習者本位の視点をさらに取り入れて教育システムを再構築することにより、学校運営における学校自身の改善・創意工夫を生み出す継続的な挑戦を促し、学習者が満足する教育が効率的に提供される仕組み作りをすることが求められると考える。</p>

事 項	意 見	当会議の見解
<p>① 学習者本位の教員の在り方（特別免許状） （文部科学省）</p>	<p>教員は、児童生徒の人格形成に大きな影響を及ぼし得るものであることから、採用当初から支障なく職務を遂行できる知識技能や教職の専門性を有する教員を養成する必要がある。このため、教職課程を設置している大学等において、教科指導、生徒指導に関する必要な知識技能を身に付けたと認められた者が免許状を取得し、各都道府県等教育委員会が行う教員採用選考に合格した者が教育職員となることを原則としている。このように、教員免許状は、教員としての知識技能を身に付けたことを公証する性質を有するものであり、教員としての適格性を証するものとしてとらえることは適切ではないと考える。</p> <p>一方、地域や学校の実情に応じて、学校教員の多様化に対応するため、大学の教職課程を経ていない者でも教育に熱意をもつ優れた人材をフルタイムで教諭として登用するための教員免許状として特別免許状を昭和 63 年に創設した。また、特定の優れた知識技能を有する者が、元来の職を保持したまま、パートタイムで教科の一部の教育活動に従事できるように、教員は教員免許状を所持していることとの要件の例外として、教員免許状を有しなくても非常勤講師として登用できる制度（特別非常勤講師制度）を同じく昭和 63 年に創設した。</p> <p>その後、特別免許状の授与対象拡大や特別非常勤講師制度の活動範囲、登用手続の簡素化（許可制から届出制）などの改正を加えてきた。</p> <p>また、各都道府県等教育委員会では、多様な人材を登用するため、教員採用選考方法の工夫等を行ってきたところであり、特別免許状の授与件数は平成 18 年度までに 221 件、教員免許状を持っていなくても採用選考への出願を認め、合格した者に特別免許状を授与することにより教員として登用することとする都道府県市が平成 20 年度は 23 道府県市、特別非常勤講師の活用が平成 18 年度に 23,478 件と大学の教職課程を経て普通免許状を取得した者以外の登用が拡大している。</p> <p>さらに、各都道府県の教員採用選考では、社会人特別選考や、出願に際しての上限年齢の撤廃又は緩和を進めており、一旦教育以外の仕事に就いた者の教職への途が拡大されてきている。</p> <p>一方で、香川県は採用選考で教員免許状をもたない者にも出願を認め合格した者に特別免許状を授与して教諭として登用する特別選考を平成 9 年度から実施しているが、平成 9 年の志願者数 28 人に対して、平成 19 年の志願者は 14 人しかおらず、特別免許状の授与を前提とした採用選考を行っていても応募自体が多くない事例がある。また、平成 16 年度より、特別構造改革区域として認定された市町村では、特別免許状を授与できるとの制度を設けているが、認</p>	<p>特別免許状等の授与を前提とした採用選考は低水準にとどまっている現状を改善することが重要であり、当会議としては、特別免許状等を更に活用して、社会での豊富な経験を持つ者や特定分野に秀でた能力を有する者を含め多様な人材に門戸を開放し、世の中から広く人材を募ることが、教員の資質向上にとって極めて効果的な施策であると考えている。特別免許状の授与件数をみても極めて消極的であると言わざるを得ない。数値目標に言及しているのも、各都道府県教育委員会が消極的であるとの内閣府アンケート結果（本文中記載）を踏まえるならば、やむをえない施策というべきである。</p> <p>なお、当会議としては、特別免許状の授与のほか、社会人特別選考や特別非常勤講師の活用等の様々な取組を行い、多様かつ優秀な人材を登用することについて何ら否定するものではない。</p> <p>「教員免許状を取得した者が必ずしも優秀な教員ではないにも関わらず、教員採用選考の対象は事実上、教員免許状を有している者に限定されている」との記述が不相当であるとの意見であるが、「教員免許状を取得した者が必ず優秀な教員である」という命題は証明されておらず、今後も証明不可能なものであるといわざるを得ない。さらに上に述べたとおりの採用実態や特別免許状の授与件数に鑑みると、「教員採用選考の対象は事実上、教員免許状を有している者に限定されている」という記述を不相当とする主張には理由がない。</p> <p>また「採用候補者の属する大学や教員免許状の有無にこだわらず」との記述は不相当との指摘であるが、その主張は「採用候補者の属する大学」「普通教員免許状を保持していること」に「こだわって」教員の採用を行うべきことを意味するのであろうか。そうであるとすれば、貴見は、特定の学閥を優遇し、または普通教員免許状の形式的な保持のみを重視し、実質的な考慮を欠く不当な採用方針を正当化する主張であると断じざるを得ない。当会議としては、そのような見解は到底容認できない。</p> <p>「当会議が把握している複数の教育委員会の実態を見る限り、「看護」、「福祉」及び「工業」など一部教科等で限定的に活用されている」との記載は、現状について記載したところであり、限定された教科においてしか授与を行おうとしていないということを示す意図は全くない。</p>

事 項	意 見	当会議の見解
	<p>定された市町村内の関係学校の状況をみると、特別免許状の授与件数は 22 件に止まっている。</p> <p>各都道府県教育委員会は、このような状況も踏まえて、社会での豊富な経験を持つ者や特定分野に秀でた能力を有する者の活用について、教育現場のニーズや地域の状況等を総合的に勘案し、特別免許状の活用のみにはこだわらず、社会人特別選考や特別非常勤講師の活用等、様々な取組を行っているところであり、当省としては、これらの取組を総合的に推進していくことが適当と考えている。</p> <p>したがって、貴会議が、特別免許状の活用に関する指標が低水準であることのみをもって、社会での豊富な経験を持つ者や特定分野に秀でた能力を有する者の採用に関して消極的であると決めつけることは不適当である。</p> <p>同時に、都道府県の特別免許状の授与状況を見ると、「看護」「福祉」「工業」の授与件数が多いことは事実であるが、各都道府県は、地域や学校現場の実情に応じて特別免許状の授与を行っており、限定された教科においてしか授与を行おうとしていないと受け取られる記述も不適当である。</p> <p>以上述べたような制度趣旨や制度創設等の経緯、各都道府県等教育委員会の取組等を踏まえれば、「採用段階では、教員養成大学を卒業するなどして教員免許状を取得した者が必ずしも優秀な教員ではないにも関わらず、教員採用選考の対象は事実上、教員免許状を有している者に限定されている実態にあり、当会議が把握している複数の教育委員会の実態を見る限り、「看護」「福祉」及び「工業」など一部教科等で限定的に活用されているに過ぎない。」や「採用候補者の属する大学や教員免許状の有無にこだわらず」との記述は不適当である。</p> <p>また、地域や学校現場の実情や取組を無視して、教員免許状を有しない社会人が免許状を有する者より優れているという前提に立って、社会人登用に係る取組のうち特別免許状の活用だけに固執し、特別免許状の活用について数値目標という新たな規制を課すことを主張することは、地域や学校の実情にあわせて多様な人材を教育界に迎え入れる上で、有意義な方策とは考えられず、「現状では特別免許状等の授与を前提とした採用選考は低水準にとどまっている。したがって、特別免許状の活用を促すため、採用権限を有する教育委員会が自主的に数値目標等を定め、採用を実施していくべきである。」との記述は不適当である。</p> <p>以上のことを十分斟酌し記述されたい。</p>	<p>数値目標については教育再生会議 第 3 次報告（平成 19 年 12 月 25 日）でも提言されたように、採用権限を有する教育委員会が自主的に数値目標を定めるなど、特別免許状の活用を促すための一層の積極的な取り組みが求められると考える。</p> <p>規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）に記載の通り、教員としての適格性は、養成過程のみではなく、実践を通じて確認され培われていくものであり、教員免許状を有しない有為で多様な人材の採用選考等、教員登用の複線化を進めることは、教員の資質向上にとって極めて効果的な施策である。したがって、特別免許状等の授与を前提とした免許状を有しない者の採用選考を行うことについて、改めて各都道府県教育委員会や学校法人等にさらに周知するとともに、実施状況を定期的に調査するなど、特別免許状の積極的な活用に向けて、一層の取り組みが求められる。</p>

事 項	意 見	当会議の見解
<p>① 学習者本位の教員の在り方（特別免許状） （文部科学省）</p>	<p>教職大学院の制度設計上、教職大学院等と教育委員会との連携は不可欠であり、教員養成の充実を図るために連携して行う多様な取組が見込まれることから、「教育振興基本計画について（答申）」において、「教職大学院等と教育委員会との連携を促す」と記述したものである。</p> <p>また、一部科目免除を検討している教育委員会についても、修了者個々人の実績等を見極め、連携協力校等における実習状況等を評価した上で公平性に留意した選考方法の検討を行い、平成20年3月25日閣議決定の「規制改革推進のための三か年計画（改訂）」の趣旨を踏まえ、各教育委員会において適切に判断されるものとする。</p> <p>よって、現段階において、教職大学院に係るこれらの対応が採用・処遇における公平性の確保を直ちに阻害するような記述は削除すべきである。</p>	<p>教員としての適格性は、養成過程のみではなく、実践を通じて確認され培われていくものであることから、採用候補者の属する大学・大学院や教員免許状の有無にこだわらず、社会での豊富な経験を持つ者や特定分野に秀でた能力を有する者を含め、多様な人材に門戸を開放し、世の中から広く人材を募ることが重要であり、こうした認識に基づき、教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保について求めているところである。</p> <p>教職大学院の制度設計上、教職大学院等と教育委員会との連携は不可欠な部分もあるが、教員養成の充実を図るために連携して行う多様な取組にとどめるべきであり、採用に関しての連携、すなわち教職大学院修了者が教員としての一定の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは不適切である。仮に、教職大学院を修了することで教員としての適格性が身につけているのであれば、異なる措置を講じるまでもなく、採用選考において優秀な成績を結果的に収めるはずである。</p> <p>当会議とのヒアリングにおいて、一部の教育委員会が、教職大学院修了者以外の者には適用せず、教職大学院修了者のみに対し一部特例を設けるなど、通常の採用選考方法とは異なる観点・方法で選考することを検討中であることが判明している。採用選考における科目免除等の措置、採用人数における別枠の設定、面接試験における配慮等は、端的に「制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることに該当し、閣議決定の趣旨に抵触するのみならず、人物本位・能力本位の公正な採用方法の対極にある採用方法であって、このような措置を許してはならないことは当然である。</p> <p>文部科学省は、教員採用権限を有する各教育委員会に対し、方法や名目の如何を問わず、実質的に教職大学院修了者がそうでない者と異なる扱いを受けることが決してなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきことを、具体的な判断基準をもってさらに厳重に周知すべきである。</p>
<p>② 学校選択制の普及促進 （文部科学省）</p>	<p>学校と地域との関係は、学校を核とした子ども同士や保護者のつながりを中心とした、地域の関係者の人的なネットワークを基盤に成り立っていると考えられ、地域の中核となる保護者が選択制によって学校との繋がりを絶ってしまうことによって、地域に根付いた人的ネットワークが損なわれる場合もあると考えられる。このように、選択制と学校・地域の連携の関係は、貴会議が指摘するような補完関係になる場合だけでなく、むしろ地域の状況によっては、相</p>	<p>学校が地域と連携し、学校が地域住民等から誇りに思われ、学校運営に際して地域住民等からの協力を得られることは意味があり、学習者に支持される学校づくりを学校当局と地域が連携して行うことこそ学校選択制の趣旨にかなうことであり、むしろ地域の状況によっては、相互の関係を強めることになるものとする。</p>

事 項	意 見	当会議の見解
	互の関係を弱める場合もあり、一律に補完関係にあると考えるべきとの指摘は当たらないと考える。	
② 学校選択制の普及促進 (文部科学省)	学校選択制を導入すべきか否かは、地域の実情を十分に踏まえ、各自治体が判断すべきことであり、また、昨今の地方分権の流れを踏まえて、学校選択制の導入を国の意向のみで一方向的に増加させることを前提とするように受け取れる記述は不相当と考える。「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日)においても、学校選択制について「地域の実情に応じた学校選択制の普及」とされており、この点からもこのような記述は適当ではないと考える。	<p>学校選択制を導入すべきか否かは、地域の実情を十分に踏まえ、各自治体が判断すべきことであるが、教育を受ける権利は、憲法 26 条にも規定された重要な権利であり、これを適切に享受する上で、学校選択制を普及させるよう促すことは、国民全てにとって普遍的に重要な課題である。人権に関わるような事項について、地方分権の名の下に権利や利益を制約することが許されないことは明白である。</p> <p>また、学校選択制を導入している地域、導入していない地域が、それぞれどのような考え方に立ってそのような判断をしたのかということに関し、文部科学省は、その典型的な事例を各市町村教育委員会に対して情報提供するなど、学校選択制を普及させるよう促す必要があると考える。</p>
② 学校選択制の普及促進 (文部科学省)	「いじめへの対応」等については、文部科学省としては、単なる事例ではなく、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由として示すとともに、就学校の変更に係る最終的な判断は市町村の教育委員会が行うものであることを示してきており、就学校の変更をどのような場合に認めるか最終的な判断は、学校の設置者である市町村の教育委員会において、子どもの置かれた状況や地域の実情を踏まえつつ行うべきものとする。国としては、就学校の変更を相当と認める具体的な事由の内容や考え方などを保護者に対して確実に周知するよう、各都道府県教育委員会を通じて市町村教育委員会に対して促しているところである。	<p>「いじめへの対応」等について、就学校の変更をどのような場合に認めるか最終的な判断は、学校の設置者である市町村の教育委員会において行われることであるが、どのような場合に認めるかについて学校の設置者である市町村の教育委員会が判断を行うとしても、法令上「いじめへの対応」等のいずれかの要件を満たすときには就学校指定変更を行わなければならないことが義務付けられるものと言わなければならない。適法な法解釈とは異なる現場の判断を放置することは、違法行為への加担にほかならない無責任の極みである。したがって、そのような違法行為が根絶されるべきことに文部科学省は責任を持つべきである。また、仮に現行法の下でそれが困難であるならば、そのような事態を明白に禁じるよう明確な要件を規定し、違法行為が発生しないように規則改正を行うべきである。</p> <p>したがって、保護者から就学校変更の申し立てがあった場合は就学校指定時・在学中にかかわらず変更が認められてよいことについて更に厳格に徹底すべきである。また、現行法の解釈として、内閣として示した要件が確実に現場において担保されるよう、文部科学省は結果に責任を持つべきである。</p>
③ 児童生徒・保護者による学校評価制度・教員評価制度の確立 (文部科学省)	<p>文部科学省では、平成19年10月の省令改正により、保護者や地域住民が組織する委員会が自己評価結果について評価することで学校の課題についての共通理解を持ち、学校と連携・協力してその改善を図る学校関係者評価について制度化したところであり、すでに保護者等の評価を学校運営に適切に反映する取組を進めているところである。</p> <p>また、児童生徒・保護者に対するアンケート等の実施にあたり、回答者</p>	<p>児童生徒・保護者による学校評価を実施している場合でも、例えば全ての教員の授業をまとめて質問する等、その内容は個別の教員・授業の改善に有効に活用できるようなものとなっていない実態が散見される。また、評価者(児童生徒・保護者)の匿名性担保への配慮についても不十分なことが多く、評価者の本当の声必ずしも反映されない中で実施されているケースもあり、現在の学校・教員評価制度は学習者の意向を</p>

事 項	意 見	当会議の見解
	<p>が特定されないよう適切な配慮を行うことについては、文部科学省による最新の調査（「学校評価及び情報提供の実施状況」（平成20年5月26日公表））において、全公立学校の91.4%において取り組まれていることが明らかになっており、引き続き適切な配慮を行うよう促しているところである。</p> <p>さらに、学校教育については、学習者が満足する教育であるかという視点だけではなく公共的な使命にかなったものとなっているかという視点が不可欠であるとともに、学校評価・教員評価における評価項目や公表方法等については、各学校や地域の実情に応じて創意工夫して決定することが適切かつ効果的であり、全国一律に特定の項目について評価を行い、特定の方法で公表するとすることは適当ではないと考えている。</p> <p>加えて、教員の指導力等を評価する際に、児童生徒や保護者から寄せられた意見を参考にすることは当然であるが、教員の採用や分限等については、あくまで任命権者の権限と責任において、どのような方法で行うかも含め、判断した上で行う必要があると考える。</p>	<p>適切に反映するような仕組みになっていないと考える。</p> <p>本文中にも記載のとおり、内閣府「教育委員会アンケート（平成19年10月）」では、授業評価・教員評価を行っている学校のうち、学級担任を経由せず、かつ無記名で提出させている割合は、小中ともに概ね15%にとどまっており、「配慮を行うよう促している」などとの見解は事実と反する。学習者の真の意向を反映するためにも、評価者（児童生徒・保護者）の匿名性を厳格に担保することを確実に行うべきである。</p> <p>また、学校教育が公共的な使命にかなったものであるか否かについては、まさに学習者の視点を踏まえることが不可欠であると考え。さらに国が「全国一律に特定の項目について評価を行い、特定の方法で公表する」などあってはならないことなど当然であって、当会議としてそのような見解を示した事実はなく、批判には根拠がない。</p> <p>「児童生徒・保護者による教員及び教科単位での授業評価を、評価者の匿名性の担保に配慮した上で実施し、これらの評価結果を教員単位、教科単位、学年単位等で集計の上、適切に公表する必要がある」との記載は、およそ学校評価・教員評価に意味を持たせるならば、最低限必要なあまりにも当然のことというべきである。現場に、授業単位の評価すら行わず、中学校の全教科をまとめてアンケート表で評価させるなどという、およそ「評価」に値しない無責任かつ事実を隠蔽するような手法、その他「評価」の体をなさない「評価」をもって評価を実施しているとする実態が蔓延している以上、最低限「評価」に値する必須の事項を示してそれを教育行政に順守させることは、国民の教育に関する権利利益を守る上で当然のことである。</p> <p>教員の指導力等を評価する際に、児童生徒や保護者から寄せられた意見を参考にすることは当然であり、当会議の見解として、「教員の指導力等の影響を最も受ける児童生徒・保護者の評価を最大限適切に参酌し」と述べているに過ぎない。「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）に記載の通り、条件附採用制度や分限処分の判定について、真に教育者としての適性のある資質の高い者が、学習者が満足する教育を効率的に提供できるよう、児童生徒・保護者による評価等を踏まえて、厳正な運用が確保されるべきであり、条件附採用期間中の評価方法や分限処分の判定方法に関し、都道府県教育委員会等の取組状況を調査し、結果を公表するべきである。</p> <p>「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）において、条件附採用制度や分限処分については、「児童生徒・</p>

事 項	意 見	当会議の見解
		<p>保護者による評価等を踏まえた、分限処分の判定方法に関する都道府県教育委員会等の取組について、必要に応じて調査し、結果を公表する」こととされ、また「条件附採用制度について、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、学習者による評価等を踏まえ、その厳正な運用が確保されるべく、条件附採用期間中の評価方法等について、都道府県教育委員会等の取組状況を調査し結果を公表する」こととされているとおり、教員評価に際して、児童生徒・保護者による評価等を踏まえるべきことは、内閣として既に決定済みの事項である。文部科学省は閣議決定を文字通りかつ重大に受け止め、その執行に責任を持つべきである。</p>
<p>③ 児童生徒・保護者による学校評価制度・教員評価制度の確立 (文部科学省)</p>	<p>調査結果の公表を含め全国学力・学習状況調査については、序列化や過度な競争につながらないよう特段の配慮が必要であることなどについて、国会、審議会等において議論が重ねられてきたところであり、それらの議論を踏まえて作成した実施要領において、学校が自校の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねることとしている。また、本調査については、そのような調査結果の取扱を前提として、各教育委員会ごとに任意で参加しており、調査結果の公表については、各学校において、各地域等の事情も踏まえつつ、調査結果の公表について判断しているところである。このため、国が、各学校が調査結果を公表することについて「必須」であると示すことは行っておらず、また、適切ではない。</p>	<p>序列化や過度な競争につながらないよう、各地域等の事情も踏まえつつ判断すべきであるが、経年変化の比較や教科ごとの集計分析など調査結果の積極的な活用・分析を通じて、指導計画への反映や校内研修の実施など、学校ごとの教育施策や教員の指導方法の改善に資する資料として活用するにあたっては、児童生徒・保護者とも情報を共有することで更なる授業改善に繋がるものと考えている。したがって、調査結果の公表については、憲法上の教育を受ける権利を実現するためのすぐれた公的な仕組みであるところの学校が、公的な調査結果を公表しないなどという発想自体が適切でない。</p> <p>プライバシー等に配慮した上での学校ごとの詳細な調査結果は公共財であって、それを秘匿する自由を学校に与えるべきだ、などという主張は、教育に真摯に取り組む意思のない学校や教員にとってはともかく、真面目に努力する学校や教員、さらに保護者や国民にとって利益ををもたらすものではない。</p>
<p>④ 教育バウチャー制度 (文部科学省)</p>	<p>学校教育においては、すべての子どもが責任ある社会の一員として自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるための基礎となる力を育てるとともに、国家及び社会の形成者として必要な基本的資質を養うことが必要である。このためには、教育内容、教育条件、教員の資質など、教育の質の向上を図るとともに、全国どの地域においても、一定の高い教育水準を確保し、誰もが安心して子どもを学校に通わせ、地域社会全体で子どもを育てることができる体制を構築していくことが重要である。</p> <p>いわゆる教育バウチャー自体については、教育の質の向上を図る手立てとして、未だ積極的な評価を行う段階にないことは、昨年教育再生会議での議論や論者や国においてその概念が異なり定まっていないことを踏まえても、明ら</p>	<p>「規制改革推進のための3ヶ年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において、「教育バウチャー制度の研究・検討」として、『「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)においては「我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ、教育における利用券制度について、その有効性及び問題点の分析など、様々な観点から検討し、重点強化期間内に結論を得る」とされているところであり、教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行う。【引き続き検討、平成19年度以降速やかに結論】』とされ</p>

事 項	意 見	当会議の見解
	<p>かであり、我が国の教育の公共性や教育水準の確保という観点からは、むしろ地域間・学校間で教育水準の格差を生じさせる懸念が大きいとの指摘がある。</p> <p>一方、子どもたち（学習者）が身につけるべき力を十分に育む観点から、学校が保護者と十分な意思疎通を図り、その意見を学校運営や教育活動の改善に生かしたり、学校評価及び評価を踏まえた学校改善の状況を情報提供し、学校が子どもたちに対する教育の充実を図っていくことは重要なことであり、全国的な取組を推進しているところである。</p>	<p>ている。</p> <p>また、教育振興基本計画（案）においても、教育再生会議第3次報告の提言の趣旨をより明確にするため、中教審における議論を踏まえつつ取りまとめたものとして、『公立学校の学校選択制について、資源配分の在り方と、これによる学校改善方策に関するモデル事業を希望する教育委員会で実施することを含め、地域の実情に応じた取組を促す。』とされているところである。</p> <p>当会議としても、教育バウチャー制度については、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行い、学習者本位の教育を早期に実現するためにも、期待した政策効果をあげるための周辺の制度整備も含めた、我が国に相応しい制度設計や環境整備の在り方を早急に検討し結論を得る必要があると考える。</p>
<p>⑤ 国立大学法人運営費交付金及び私学助成金の配分ルールの見直し (文部科学省)</p>	<p>大学に対する財政支援は、いわゆるデュアルサポートの考え方にに基づき、国立大学法人運営費交付金や私学助成金といった基盤的経費に加え、科学研究費補助金や国公私を通じた大学支援経費などの競争的資金により行っている。このうち国立大学法人運営費交付金と私学助成金は、教育と研究の区分、さらには人件費と物件費の区分なく措置され、その執行を各法人の裁量に委ねている。これらの基盤的経費について、教育と研究を区分して配分することは、教育と研究を一体として行う大学の活動の実情に沿わず、また各大学の創意工夫による柔軟な予算執行の弊害となるなどの問題がある。</p> <p>教育と研究が一体として行われている以上会計においてもこれらを分離することは、実務上困難である。国立大学法人の決算においては、物件費について「教育経費」と「研究経費」の費目を設けているものの、その区分は便宜上行っているものである。また、人件費については、国立私立ともに教職員の活動について教育と研究を区分することが外形上困難であることから特に区分していないところであり、仮に一定の条件のもとで区分したとしても、活動内容の把握と整理を行う上で教職員に大きな負担を強いることとなるといった問題がある。</p> <p>大学の教育研究活動を評価し、その結果を公費配分に反映することは必要であり、その具体的な方法について現在検討を進めているが、その前提として会計を教育と研究に区分することは、上記の理由から適切でないと考えられる。よって、以上のことを踏まえた記述に改めるべきである。</p>	<p>大学・大学院が行う教育や研究の質を高めることを目的とし、教育と研究それぞれについて適切かつ厳正な評価を行い、公平で効率的な公費の配分を行うためには、優れた研究者が優れた教育者とは限らないことから教育と研究の評価の物差しが異なることは自明であり、教育と研究は一体というこれまでの考え方から脱却することが重要である。</p> <p>そのための前提条件として、大学・大学院が教育や研究にどの程度のコストをかけているかを把握した上で、大学・大学院の会計システムを教育と研究に分離する必要があると当会議は考える。</p> <p>既に諸外国では教育・研究を分離して公的補助を行っている例がある。例えば米国においては、教育は機関補助・研究はプロジェクト補助となっており、また英国においては、教育は学生数に比例した補助・研究は研究スタッフ数と研究評価を勘案した補助となっている。こうした事例も参考にしながら我が国の実情にあった形で制度を構築する必要があると考える。</p>

(2) 法務・資格分野

事 項	意 見	当会議の見解
<p>② 重点取組事項（各論）</p> <p>ア 資格者法人の設立要件緩和</p> <p>（ア）一人法人制度の創設</p> <p>（厚生労働省）</p>	<p>（意見）</p> <p>【文末】</p> <p>「一人法人制度の創設を行うべきである。」を「検討を進めるべきである。」に修正されたい。</p> <p>（理由）</p> <p>社会保険労務士法人制度を設けた趣旨は、労務管理や労働・社会保険の各分野の専門性を持つ社会保険労務士が共同して、業務を組織的に行うことにより、国民の複雑・高度な要請に応えるとともに、法人形態で行うことにより業務の安定性と継続性を図ることにある。一方、「一人法人」としたときには、業務の継続性の面で問題が生じることが考えられるものである。</p> <p>「一人法人」の創設については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において、国民のニーズ、資格者団体の要望、資格者の業務の実態を踏まえた上、検討を進めることとされたことを受け、平成20年度中に実施する予定である全国社会保険労務士会の調査等を踏まえ実態を把握するなど、「一人法人」のニーズ等について、現在、その必要性の検討を行っているところである。</p> <p>一人法人制度の創設については、これらを踏まえ「検討」を行うことが必要であり、上記のように修正されたい。</p>	<p>○ 一人法人制度の創設について、「一人法人」としたときには、業務の継続性の面で問題が生じることが考えられる」との貴省からのご指摘もあるが、現行の法人形態をとらない個人事業的な業務形態と比較しても、一人法人制度の創設により、資格者の死亡時や廃業時において、事務所の資産と資格者個人の資産との分離が図られ相続問題等を回避することが可能となり、却って他の資格者による業務の引継が容易になったり、将来的には複数社員法人への移行や他の資格者法人との合併による事務所の大規模化の促進にも資するものとする。</p> <p>また、地方においては、資格者の絶対数が少なくそもそも法人化が難しいことなども勘案すれば、一人法人制度の創設を行うべきである。</p> <p>○ 社会保険労務士等の「一人法人」の創設については、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日）において、「平成19年度以降検討」とされたところであるが、既に1年以上も検討期間が経過しており、これまでの検討状況を明らかにするとともに、一人法人制度の創設に向けた具体の制度設計を行い、一人法人制度の創設を早急に行うべきである。</p>
<p>イ 業務範囲の見直し</p> <p>（イ）弁護士法第72条の法律事務取扱い範囲の隣接法律専門職種への拡大</p> <p>ｂ 社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権の付与</p> <p>（厚生労働省）</p>	<p>（意見）</p> <p>【文末】</p> <p>「(略) 提言されている。現在、所管省庁である厚生労働省において検討が進められているが、早急に結論を出すべきである。」を「(略)。提言されているところであり、引き続き検討を進めていくべきである。」に修正されたい。</p> <p>（理由）</p> <p>「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日）において、社会保険労務士に認められている裁判外紛争における代理業務の実績を注視するとされているため。</p>	<p>○ 社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権の付与については、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日）において、「平成19年度以降検討」とされているが、既に1年以上の検討期間が経過しており、これまでの検討状況を明らかにするとともに、隣接法律専門職種の活用を図り利用者のサービス向上を図る観点から、代理権の付与を行うために必要な措置等の検討を行い、早急に結論を出すべきである。</p>

事 項	意 見	当会議の見解
<p>イ 業務範囲の見直し (イ) 弁護士法第72条の法律事務取扱い範囲の隣接法律専門職種への拡大 c 隣接法律専門職種への行政不服審査制度の代理権の付与 (総務省)</p>	<p>○意見 「～行政不服審査制度の見直しとあわせて、～」を削除されたい。</p> <p>○理由 行政不服審査法においては、代理人の範囲を制限する特段の定めを置いておらず、業として代理を行う場合の範囲については、弁護士法等の個別法により定められているところ。 このため、その範囲の拡大等の検討についても、行政不服審査法の見直しと必ずしも同時に行う必要があるものではなく、個別法ごとに、必要に応じて検討がなされるべきものであると考える。</p> <p>○意見 「～行政不服審査制度の実際の運用面も含めて～」を削除されたい。</p> <p>○理由 上記のとおり、行政不服審査法においては、代理人の範囲を制限する特段の定めを置いておらず、個別法により定められているところであり、法律により代理人の範囲が定められている以上、運用でこの範囲を拡大することは不可能であり、当該記述が何を指しているのか明らかではないため。</p>	<p>○ 行政不服審査制度の目的でもある国民が利用しやすい簡易迅速かつ公正な手続により国民の権利利益の救済を図れるようにするには、実際に行政不服審査制度を活用する国民の立場にたって、不慣れな国民が行政不服申立を行う場合に、法令に関する専門的知識を有する司法書士や行政書士等の身近な専門家の活用も選択可能となるような措置を講ずることが必要である。行政不服審査制度の見直しに当たっては、このように実際に制度が活用される場面も十分に勘案し、国民にとって真に使い勝手の良いものにする必要がある。</p> <p>○ 貴省のご指摘では、「行政不服審査法においては、代理人の範囲を制限する特段の定めを置いておらず、業として代理を行う場合の範囲については、弁護士法等の個別法により定められているところ。」とされるが、行政不服審査法において代理人の範囲も含めて規定することは立法政策上の問題であり、制度を実際に利用する国民の立場にたって、隣接法律専門職種の活用も選択できるように必要な措置等を講ずることにより、真に使い勝手の良い制度とするべきである。</p>
<p>ウ 法曹養成制度の在り方 (ア) プロセスとしての法曹養成制度の分析・検証、結果の公表 (文部科学省)</p>	<p>平成19年度の調査について、608名を調査対象者とし、統計的に一定程度有意なものとなっていると承知しており、「統計的に妥当性を欠くデータを用いた調査」との記述は適当でない。また、対象校である6校は、定員規模や地域性を十分考慮されたものであり、「一部の法科大学院の学生等に偏った情報」との記述は適当でない。</p> <p>5者協議会における検証では、平成20年度において、20校を対象に検証を実施し、今後、統計的な調査方法の確立を図りながら、対象校の段階的な拡大に向けて作業を進めているところである。したがって、直ちにすべての学生の成績を検証の対象とすることは困難であり、「法務省及び文部科学省は、すべての法科大学院から個別の学生毎の成績その他のデータを例外なく入手し、司法試験の結果、司法研修所の成績との相関が検証されるよう関係機関の協力を速やかに得るべきである。」との記述は適当でない。</p> <p>以上の点に関し、記述を改めるべきである。</p>	<p>○ 平成19年度調査は、法科大学院74校のうち任意の協力を得て参加した6校を対象とした調査であり、特定の法科大学院だけが提出したサンプルに基づいているため、いわゆるセレクションバイアスを排除できず、法科大学院全体の状況が正しく反映されていないと考えられる。</p> <p>貴省のご指摘では、「対象校である6校は、定員規模や地域性を十分考慮されたもの」とされるが、調査対象校や調査の実施内容等は公表されておらず、外部からは検証すらできない状況である。</p> <p>したがって、一部の法科大学院の学生等に偏った情報に基づく統計的にも妥当性を欠くデータを用いた調査であると評価せざるを得ない。</p> <p>○ 法曹として必要な資質を備え、社会のニーズに応えられる能力を有する法曹を養成するためには、法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における修習の相関関係が適正に分析・検証され、それらの結果がそれぞれの法曹養成関係機関において法曹養成制度の改善のために有効に活用され、その成果が公表されることが極めて重要である。法科大学院は全体でも74校と僅かであり、すべての法科大学院か</p>

事 項	意 見	当会議の見解
		<p>ら個別の学生毎の成績その他のデータを例外なく入手し、司法試験の結果、司法研修所の成績との相関が検証されるよう関係機関の協力を速やかに得るべきである。</p>
<p>ウ 法曹養成制度の在り方 (イ) 法科大学院教育の見直し (文部科学省)</p>	<p>法曹の質の確保のためには、法科大学院の教育だけでなく、プロセスとしての法曹養成制度の全体で検討されるべきと考える。</p> <p>また、法科大学院の情報公開の重要性は認識しているが、公開する情報の内容については、個人情報の取扱いなど各法科大学院の判断に委ねるべき事項もあり、その扱いについては十分な配慮を要するので、「学生の成績分布状況、修了者の進路や活動状況等を詳細に公表し、各法科大学院の教育目的の達成度が外部からも確認できるよう措置するべきである。」との記述は適当でなく、記述を改めるべきである。</p>	<p>○ 法曹の質の確保のためには、法科大学院の教育だけでなく、プロセスとしての法曹養成制度の全体で検討されるべきことは当然であり、そのためにも、プロセスとしての法曹養成制度の分析・検証、結果の公表が重要であることは本中間とりまとめでも指摘しているところである。その中でも、法科大学院はプロセスとしての法曹養成制度の中核として位置付けられ、21世紀にふさわしい資質と能力を有する法曹を養成する重要な役割を担うものであるが、学内における受験指導の問題、認証評価機関による「不適合」の評価結果、法曹増加に伴う質の低下の議論などを踏まえ、法科大学院教育の在り方について改めて検討する必要がある。</p> <p>○ 認証評価機関による法科大学院の教育研究等の総合的な状況に対する評価は、一般に公開されている客観的情報に基づく評価では必ずしもないため、公正性、透明性の確保における問題も指摘されている。法科大学院は、法曹の養成という公益的な役割を担うことから、財政上の特別の支援や裁判官や検察官の派遣などの措置が講じられており、納税者たる国民に対する説明責任を果たす観点から、法科大学院単位での教育の成果、成績評価や修了認定の基準、司法試験の結果を含めた進路等の情報のほか、法科大学院教員の質が学術論文等の研究成果等により客観的に検証できるようにするなど、法科大学院のパフォーマンスに関する客観的な情報が詳細に公表されるよう必要な措置が講じられるべきである。それらの情報に対する外部評価等を通じて、法科大学院相互の競争が行われ自発的な創意工夫による教育内容等の向上が図られるべきである。</p>